

新たな生活保障型の犯罪被害者補償制度の実現に向けて

副代表幹事・弁護士 高橋 正人

犯罪被害者に対し、国が経済的な補償をする犯罪被害者給付金制度（被害者補償制度）の改革が大詰めを迎えている。平成24年12月18日、内閣府の審議会で、あすの会が作成した「犯罪被害者補償制度（案）要綱 [生活保障型]（第二版）」が審議されることに決まった。

あすの会では平成16年、顧問の諸澤教授及び顧問弁護士が被害者補償制度の先進国であるイギリスとドイツに現地調査に行き、その結果を踏まえて約8年にわたって何度となく改定を繰り返して上記の要綱案を完成させた。作成するにあたっては、実際に被害に遭って経済的に困っている被害者を、顧問弁護士が手分けして全国にわたって聞き取り調査にいき、その調査結果を取り入れて一旦草案を作り、幹事や会員から意見を聞いて草案を作り直し、これを幾度となく繰り返してようやく完成させたものである。自信を持って社会に提言できる内容になったと自負している。

その骨子は、次の点にある。

- ①見舞金ではなく補償を受ける権利があることを明確にした。
- ②犯罪被害者が生活保護を受けるようなことは尊厳を踏みにじるものであるからこれを避けるようにした。
- ③事件前の平穏な生活を取り戻すことができるようにするためには、途切れない支援が不可欠であるから、単

に一時金を支給するだけでなく、被害前の収入と事件によって減収した被害後の収入の差額を年金方式で補償することにした。

④犯給法、施行規則、施行令、通達などは主に通り魔事件を念頭においていたため、親族関係・取引関係・交友関係など一定の人間関係がある時の犯罪については不支給ないしは減額とされていたが、殺人事件などは一定の人間関係があるところに発生する方が事例としては圧倒的に多いので、そのような制限は一切設けないことにした。

⑤治療費、付添看護費、自宅改造費や義足義歯、ハウスキーパー費用、カウンセリング費用、リハビリ費用や介護費用、通院交通費などの「医療関係費」は緊急性が高いので、全額無償とし、かつ現物給付とすることで迅速かつ完全な補償を目指した。

⑥過去の犯罪被害者であっても今も困っている人も多くおり、その人たちを放置することは正義に反するので、そういう犯罪被害者に対しても、将来にわたって医療関係費や年金を補償することにした。

同要綱案は11月5日、内閣府に提出され、その足で記者会見が行われた。今後は、国会議員や政府に積極的に働きかけ、マスメディアを通じた国民世論を盛り上げて実現できるよう努力していきたい。